

別紙

反訴請求の原因

1 原告による被告兩名の名誉及び信用の毀損

(1) 本件新聞記事の掲載による名誉及び信用の毀損

本件新聞記事には、「九六年に資料集『北朝鮮の極秘文書』を出した。それが二年後に海賊版にされた。三年の歳月と数千万円の知的財産をそっくり盗まれた。高麗書林という日本と韓国にある兄弟会社である。兄が韓国で海賊版を作り、弟が日本で売る。日韓分業の海賊版には日本の著作権法は打つ手なしという。」、「これら法律の不備で日韓分業の海賊版業者はやり放題である。」との記載が存在する。

そのため、本件新聞記事は、あたかも被告兩名が、原告の著作物を無断で盗用し著作権侵害の海賊版の書籍を韓国で出版し日本で販売したかのように、読者をして思わせる内容となっている。

しかしながら、本件新聞記事は事実無根であり、その内容は虚偽のものである。

このように、本件新聞記事は、被告兩名の名誉及び信用を毀損する内容のものであり、かかる記事が新聞紙上及びホームページ上に掲載されたことによって、被告兩名は名誉及び信用を毀損され、著しい無形の損害及び精神的損害を被った。

(2) 本件ビラの配布による名誉及び信用の毀損

ア 原告は、平成20年10月25日及び同月26日、京都の佛教大学で開催された朝鮮史研究会第45回大会（同研究会の年次大会）の会場において、本件ビラを来場者に配布し、その内容を広く伝播させた。その記載内容は、それぞれ以下のとおりである。

イ 本件ビラの記載内容

(ア) 乙第4号証の1（原告名義の2008年8月20日付け文書。計1ペー

ジ。大学図書館宛のものと思われる。以下「本件ビラ1」という。)の記載

本件ビラ1には、「著作権を守り、高麗書林の海賊版を貴図書館から追放してください」との題名の下、本文において、「『北韓解放直後極秘資料』(全六巻)は反社会的出版物、いわゆる海賊版でして」、「この海賊版を製作・販売している高麗書林(日本側代表B…)」、「検察側は高麗書林を『犯人』という言葉で非難しています」、「高麗書林の海賊版」、及び、「韓国の海賊版業者」、「数千万円に及ぶ私の知的財産を盗んでおきながら、自分たちが苦勞して集めたと嘘いつわりをまき散らし金もうけに走る高麗書林の虚偽と厚顔」との記載がある。

そのため、本件ビラ1は、あたかも、被告兩名が原告の著作物を無断で盗用し著作権侵害の海賊版の書籍を製作し販売し、韓国の検察が被告兩名を著作権侵害の犯人と呼び、被告兩名が嘘いつわりをまき散らし金もうけに走る厚顔な者たちであるかのように、読者をして思わせる内容となっている。

(イ) ぼくめつニュース1 (以下「本件ビラ2」ということがある。)の記載

ぼくめつニュース1 (本件ビラ2)には、「高麗書林(B・D・C)の海賊版 ぼくめつ(撲滅)ニュース No. 1」との題名の下、本文において、「高麗書林が私の『北朝鮮の極秘文書』を発刊2年後に『北韓解放直後極秘資料』と題する海賊版に仕立て、韓国、日本、アメリカなどで売っている。」、「高麗書林の海賊版裁判」、「高麗書林の海賊版を裁く民事裁判」及び「高麗書林がつくった海賊版」との記載がある。

そのため、ぼくめつニュース1 (本件ビラ2)は、あたかも、被告兩名が原告の著作物を無断で盗用し著作権侵害の海賊版の書籍を製作し販売したかのように、読者をして思わせる内容となっている。

(ウ) 乙第4号証の3 (原告名義の、「著作権法は、」から始まる11行の太

字ゴシック体の頭書きに引き続き、「海賊版を購入・閲覧させ著作権法に違反する図書館の犯罪行為はもはや黙過し得ない」と題する文書（以下「本件ビラ3」という。）の記載

本件ビラ3の本文には、「無断複製したいいわゆる海賊版『北韓解放直後極秘資料』（韓国・高麗書林）」及び「高麗書林の海賊版」との記載がある。

そのため、本件ビラ3は、あたかも、被告兩名が原告の著作物を無断で盗用し著作権侵害の海賊版の書籍を製作し販売したかのように、読者をして思わせる内容となっている。

(エ) 乙第4号証の4（原告名義の2007年4月27日付け文書。計8ページ。以下「本件ビラ4」という。）の記載

本件ビラ4には、「高麗書林による海賊版『北韓解放直後極秘資料』等撲滅のために」（1ページ目）との題名の下、「韓国の高麗書林と日本の高麗書林は互いの連携の下に海賊版を作って金儲けの道に走っているが、それがいかに汚らわしい行為であるかを知らねばならない。」、「私はBに海賊版であると指摘し、彼も認めた」、「驚いてBを呼び、双方を見せた。彼もしばらく読み比べていて驚いたように『そっくりですね』といった。」（以上5ページ目）、及び、「2002年4月4日に私に海賊版であることを指摘され、本人もそれを認めたにもかかわらず平然とそれを無視し続けているBという人物の不誠実な態度は、およそ学術文化の交流にたずさわる資格のない人物である。」（6ページ目）との記載がある。

そのため、本件ビラ4は、あたかも、被告兩名が原告の著作物を無断で盗用し著作権侵害の海賊版の書籍を製作し販売するという汚らわしい行為をし、2002年（平成14年）4月4日、原告が被告Bに海賊版を販売しているとの指摘をし、これに対し被告Bが海賊版であることを認め、また、海賊版との指摘を受けこれを認めたにもかかわらず平然と無視し続け

る被告Bは学術文化の交流に携わる資格がない人物であるかのように、読者をして思わせる内容となっている。

ウ しかしながら、本件ビラ1から本件ビラ4までの上記イ記載の内容は事実無根であり、その内容は虚偽のものである。

本件ビラ1から本件ビラ4までの上記イ記載の内容は、被告兩名の名誉及び信用を毀損する内容のものであり、これが各ビラに記載され朝鮮史研究会第45回大会の来場者に配布されたことによって、被告兩名は名誉及び信用を毀損され、著しい無形の損害及び精神的損害を被った。

(3) ぼくめつニュース3の発行及び配布による名誉及び信用の毀損

原告は、2008年12月16日付けの「高麗書林(B・D・C)の海賊版ぼくめつ(撲滅)ニュース No. 3」との題名のビラ(ぼくめつニュース3)を編集・発行し、これを配布した。

ぼくめつニュース3には、上記題名のほか、2ページ目の見出しに「高麗書林(B)の海賊版裁判」との記載がある。

ぼくめつニュース3は、あたかも、被告兩名が原告の著作物を無断で盗用し著作権侵害の海賊版の書籍を製作し販売したかのように、読者をして思わせる内容となっている。

しかしながら、ぼくめつニュース3の上記記載内容は事実無根であり、その内容は虚偽のものである。

ぼくめつニュース3の上記記載内容は、被告兩名の名誉及び信用を毀損する内容のものであり、これが配布されたことによって、被告兩名は名誉及び信用を毀損され、著しい無形の損害及び精神的損害を被った。

(4) ぼくめつニュース4の発行及び配布による名誉及び信用の毀損

ア 原告は、2009年2月13日付けの「高麗書林(B・D・C)の海賊版ぼくめつ(撲滅)ニュース No. 4」との題名のビラ(ぼくめつニュース4)を編集・発行し、これを配布した。

イ ぼくめつニュース4には、以下の記載がある。

(ア) 「高麗書林 (B・D・C) の海賊版 ぼくめつ (撲滅) ニュース No. 4」との題名

この記載は、あたかも、被告両名が原告の著作物を無断で盗用し著作権侵害の海賊版の書籍を製作し販売したかのように、読者をして思わせる内容となっている。

(イ) 1 ページ目の「第4回目の高麗書林海賊版裁判」との見出し

この記載は、あたかも、被告両名が原告の著作物を無断で盗用し著作権侵害の海賊版の書籍を製作し販売したかのように、読者をして思わせる内容となっている。

(ウ) 1 ページ目本文1行目冒頭の「高麗書林の海賊版」との記載

この記載は、あたかも、被告両名が原告の著作物を無断で盗用し著作権侵害の海賊版の書籍を製作し販売したかのように、読者をして思わせる内容となっている。

(エ) 1 ページ目の「<a のコメント>」のうち、「Bらの海賊版裁判」との記載

この記載は、あたかも、被告両名が原告の著作物を無断で盗用し著作権侵害の海賊版の書籍を製作し販売したかのように、読者をして思わせる内容となっている。

(オ) 1 ページ目の「<a のコメント>」のうち、「被告Bは、金正日独裁者が支配する北朝鮮の出身であり、日本の憲法が定める言論の自由を認めない特殊な考えに染まっていると見られても仕方あるまい。」との記載

この記載は、あたかも、被告Bが独裁体制の北朝鮮出身であるため言論の自由を認めない人物であるかのように、読者をして思わせる内容となっている。

(カ) 1 ページ目の「<a のコメント>」のうち、「日本の事情にうとい脱北

者のB被告が、金で弁護士を雇い、日本の憲法に挑戦する」との記載

この記載は、あたかも、被告Bが脱北者であり日本の事情にうとく、金で弁護士を雇って日本の憲法に挑戦しているかのように、読者をして思わせる内容となっている。

(キ) 3ページ目の「ぼくめつ会立ち上げへ 日韓で連携めざす」との見出しのすぐ後にある本文中の「高麗書林(B, D, C)らの海賊版」との記載

この記載は、あたかも、被告両名が原告の著作物を無断で盗用し著作権侵害の海賊版の書籍を製作し販売したかのように、読者をして思わせる内容となっている。

ウ しかしながら、ぼくめつニュース4の上記記載内容は、いずれも事実無根であり、その内容は虚偽のものである。

エ ぼくめつニュース4の上記記載内容は、被告両名の名誉及び信用を毀損する内容のものであり、これが配布されたことによって、被告両名は名誉及び信用を毀損され、著しい無形の損害及び精神的損害を被った。

(5) ぼくめつニュース5の発行及び配布による名誉及び信用の毀損

ア 原告は、2009年3月5日付けの「高麗書林(B・D・C)の海賊版 ぼくめつ(撲滅)ニュース No. 5」との題名のビラ(ぼくめつニュース5)を編集・発行し、これを配布した。

イ ぼくめつニュース5には、以下の記載がある。

(ア) 「高麗書林(B・D・C)の海賊版 ぼくめつ(撲滅)ニュース No. 5」との題名

この記載は、あたかも、被告両名が原告の著作物を無断で盗用し著作権侵害の海賊版の書籍を製作し販売したかのように、読者をして思わせる内容となっている。

(イ) 1ページ目の「海賊版常習の高麗書林(B・C)」との見出し

この記載は、あたかも、被告両名が原告の著作物を無断で常習的に盗用

し、著作権侵害の海賊版の書籍を常習的に製作し販売したかのように、読者をして思わせる内容となっている。

- (ウ) 1 ページ目の「判決の骨子」のうち、「高麗書林が不二出版の『特高警察関係資料集成』ほか5点を無断複製（海賊版作製）」との記載

この記載は、あたかも、被告両名が不二出版の「特高警察関係資料集成」ほか5点の書籍を無断で盗用し、著作権侵害の海賊版の書籍を製作し販売したかのように、読者をして思わせる内容となっている。

- (エ) 1 ページ目の「判決の骨子」のうち、「高麗書林は緑蔭書房、龍溪書舎、総和社、夏の書房の出版物も海賊版に作製」との記載

この記載は、あたかも、被告両名が緑蔭書房、龍溪書舎、総和社、夏の書房の出版物を無断で盗用し著作権侵害の海賊版の書籍を製作し販売したかのように、読者をして思わせる内容となっている。

- (オ) 1 ページ目の「判決の骨子」のうち、「高麗書林の『北韓解放直後極秘資料』は、a 編集・解説の『北朝鮮の極秘文書』の海賊版」との記載

この記載は、あたかも、原告書籍を無断で盗用した著作権侵害の海賊版である韓国書籍を被告両名が製作・出版したかのように、読者をして思わせる内容となっている。

- (カ) 1 ページ目本文のうち、「高麗書林製作の海賊版」との記載

この記載は、あたかも、原告書籍を無断で盗用した著作権侵害の海賊版である韓国書籍を被告両名が製作したかのように、読者をして思わせる内容となっている。

- (キ) 1 ページ目から2 ページ目の本文のうち、「日韓にまたがる海賊版業者の高麗書林は、日本と韓国に同名の会社を置き、韓国の兄が海賊版を作り、日本の弟がそれを『輸入』と称して持ち込み販売する。日韓双方で法の目をくぐる巧妙な手口といえます。」との記載

この記載は、あたかも、被告両名がDと共謀し、共同で原告の著作物を

無断で盗用し著作権侵害の海賊版の書籍を共同で製作し販売したかのように、読者をして思わせる内容となっている。

- (ク) 2 ページ目の「不二出版の他の5点も海賊版と認定」との見出しの後の本文のうち、「不二出版の発行した以下の5点も高麗書林がすべて海賊版に作製し、出版したと認定しました。①『百五人事件資料集』②『高等外事月報』③『思想彙報』④『朝鮮軍概要史』⑤『朝鮮思想運動概況』 判決はまた、不二出版発行の『朝鮮の治安状況』と『最近ニ於ケル朝鮮治安状況』を合わせて高麗書林が『朝鮮の治安状況』と題し全3巻で海賊版を発行したとしています。」との記載

この記載は、あたかも、被告両名が不二出版発行にかかる合計7点の書籍を無断で盗用し著作権侵害の海賊版の書籍を製作し販売したかのように、読者をして思わせる内容となっている。

- (ケ) 2 ページ目の「“5社連合”の粘り強い努力の成果」との見出しの後の本文のうち、「高麗書林による海賊版」との記載

この記載は、あたかも、被告両名が原告の著作物を無断で盗用し著作権侵害の海賊版の書籍を製作し販売したかのように、読者をして思わせる内容となっている。

- ウ しかしながら、ぼくめつニュース5の上記記載内容はいずれも事実無根であり、その内容は虚偽のものである。

- エ ぼくめつニュース5の上記記載内容は、被告両名の名誉及び信用を毀損する内容のものであり、これが配布されたことによって、被告両名は名誉及び信用を毀損され、著しい無形の損害及び精神的損害を被った。

- (6) 「高麗書林(B, D)海賊版撲滅会」と記載された名刺の頒布による名誉及び信用の毀損

- ア 原告は、遅くとも平成22年10月ころから、自らを「高麗書林(B, D)海賊版撲滅会」の「会長」とする名刺(乙36。以下「本件名刺」という。)

を制作し、公に頒布している。

イ 例えば、原告は、平成22年10月22日、Gとともに、韓国ソウルの韓国図書センターの事務所を訪れ、同センターの代表であるFに本件名刺を交付した。

ウ 本件名刺にある「高麗書林（B、D）海賊版」との記載は、あたかも、被告両名が原告の著作物を無断で盗用し著作権侵害の海賊版の書籍を製作し販売したかのように、名刺の受領者をして思わせる内容となっているが、これは事実無根であり虚偽である。

エ 本件名刺の記載内容は、被告両名の社会的評価を低下させ、被告両名の名誉及び信用を毀損する内容のものであり、これが頒布されたことによって、被告両名は名誉及び信用を毀損され、著しい無形の損害及び精神的損害を被った。

(7) ぼくめつニュース6の発行及び配布による名誉及び信用の毀損

ア 原告は、2010年10月15日付けの「高麗書林（B・D・C）の海賊版 ぼくめつ（撲滅）ニュース No. 6」との題名のビラ（ぼくめつニュース6）を編集・発行し、2010年（平成22年）10月16日及び同月17日、東京の明星大学日野キャンパスで開催された朝鮮史研究会第47回大会（同研究会の年次大会）の会場において来場者に配布する等、頒布し、その内容を広く伝播させた。

イ ぼくめつニュース6には、以下の記載がある。

(ア) 「高麗書林（B・D・C）の海賊版 ぼくめつ（撲滅）ニュース No. 6」との題名

この記載は、あたかも、被告両名が原告の著作物を無断で盗用し著作権侵害の海賊版の書籍を製作し販売したかのように、読者をして思わせる内容となっている。

(イ) 1ページ目の「高麗書林2010年8月現在も a 編・解説『北朝鮮の極

秘文書』の海賊版を販売している」との見出し

この記載は、あたかも、被告両名が原告の著作物を無断で盗用し、著作権侵害の海賊版の書籍を製作し、現在もこれを販売しているかのように、読者をして思わせる内容となっている。

- (ウ) 1 ページ目本文の「高麗書林（日本側代表 B）は 2010 年 8 月現在もなお a 編・解説の『北朝鮮の極秘文書』の海賊版『北韓解放直後極秘資料』を販売していることが韓国の現地調査で判明した」との記載

この記載は、あたかも、被告両名が原告の著作物を無断で盗用し、著作権侵害の海賊版の書籍を製作し、現在もこれを販売しているかのように、読者をして思わせる内容となっている。

- (エ) 1 ページ目本文の「B の虚偽発言がまたも明らかになった。」との記載

この記載は、あたかも、被告 B が、原告の著作物の海賊版を販売していない旨の虚偽の発言を常習的に行っていたかのように、読者をして思わせる内容となっている。

- (オ) 2 ページ目の「『復刻京城日報』でも B の虚偽陳述が判明」との見出し

この記載は、あたかも、被告 B が、他人の著作物の海賊版を販売していない旨の虚偽の発言を常習的に行っていたかのように、読者をして思わせる内容となっている。

- (カ) 2 ページ目本文の「輸入しただけで製作にはかかわっていないというのが B の常套的な逃げ口上であるが、……『復刻京城日報』でも彼の虚偽陳述がまたも明らかになった。」との記載

この記載は、あたかも、被告 B が、他人の著作物の海賊版を販売していない旨の虚偽の発言を常習的に行っていたかのように、読者をして思わせる内容となっている。

- (キ) 2 ページ目本文の「高麗書林は、韓国図書センターの発行の『京城日報』を販売してるが、これは販売してはいけないし、購入してもいけないもの

である。理由は、……国立国会図書館に虚偽申告し、復刻許可を申請していない。韓国図書センターの『復刻京城日報』は業界の間では海賊版と呼ばれている。」との記載

この記載は、あたかも、被告両名が他人の著作物である「京城日報」を無断で盗用し著作権侵害の違法な海賊版の書籍を製作し販売し、当該書籍が出版業界で「海賊版」と呼ばれているかのように、読者をして思わせる内容となっている。

(ク) 2ページ目本文の「かつて、国立国会図書館所蔵の『斎藤實文書』を無断複製し、高麗書林が販売していた際、国立国会図書館憲政資料室長から抗議を受けたことがあった。」との記載

この記載は、あたかも、被告両名が他人の著作物である「斎藤實文書」を無断で盗用し著作権侵害の海賊版の書籍を製作し販売したかのように、読者をして思わせる内容となっている。

(ケ) 2ページ目本文の「京城日報も同じパターンである。過去の抗議がまったく無視されている。」との記載

この記載は、あたかも、被告両名が、他の書籍に関する過去の第三者からの抗議を無視し、常習的に他人の著作物を無断で盗用し著作権侵害の海賊版の書籍を製作し販売したかのように、読者をして思わせる内容となっている。

(コ) 2ページ目の2か所の見出しにある「高麗書林海賊版問題」との記載、及び、2ページ目本文の「高麗書林海賊版『北韓解放直後極秘資料』」との記載

この記載は、あたかも、被告両名が原告の著作物を無断で盗用し著作権侵害の海賊版の書籍を製作し販売したかのように、読者をして思わせる内容となっている。

ウ しかしながら、ぼくめつニュース6の上記記載内容はいずれも事実無根で

あり、その内容は虚偽のものである。

エ ぼくめつニュース6の上記記載内容は、被告兩名の名誉及び信用を毀損する内容のものであり、これが配布されたことによって、被告兩名は名誉及び信用を毀損され、著しい無形の損害及び精神的損害を被った。

2 謝罪広告の必要性

原告が、本件新聞記事を日刊・大阪日日新聞の新聞紙上及びホームページ上に掲載し、本件ビラを朝鮮史研究会第45回大会の来場者に頒布し、ぼくめつニュース3、ぼくめつニュース4、ぼくめつニュース5及びぼくめつニュース6を配布し、本件名刺（本件ビラ、ぼくめつニュース3ないし6及び本件名刺を総称して、以下「本件ビラ等」ということがある。）を頒布したことにより、被告兩名の名誉及び信用を毀損する虚偽の事実が、日本中に広く伝播、流布された。

被告兩名の名誉及び信用を回復するためには、被告兩名に対する金銭的な賠償のみでは到底不十分であり、本件新聞記事及び本件ビラ等の内容が虚偽であること並びにこれに対する謝罪と本件新聞記事及び本件ビラ等の撤回を、謝罪広告という形態で、日刊・大阪日日新聞の紙上を通じて社会一般に広く知らしめる必要がある。

3 損害

原告の不法行為により被告兩名が被った損害は著しいものであり、被告兩名の完全な救済のためには、上記謝罪広告とともに損害の賠償がされなければならない。

本件新聞記事及び本件ビラ等の内容は全くの虚偽であり、その名誉及び信用毀損の程度は著しく高い。したがって、原告が被告兩名に対して賠償すべき損害賠償の金額は、少なくとも、被告高麗書林に対し1250万円、被告Bに対し1250万円を下らない。

また、被告兩名は、本件訴訟追行のため弁護士に委任したことから、弁護士費用という財産的損害を被った。かかる損害は、少なくとも、被告1名当たり12

5万円を下らない。

別紙 1

謝 罪 広 告

私、aは、2008（平成20）年7月22日火曜日付の日刊・大阪日日新聞14ページの連載特集欄「濔標（みおつくし）」において、「名誉と正義のために勝訴を」との見出しの下、「九六年に資料集『北朝鮮の極秘文書』を出した。それが二年後に海賊版にされた。三年の歳月と数千万円の知的財産をそっくり盗まれた。高麗書林という日本と韓国にある兄弟会社である。兄が韓国で海賊版を作り、弟が日本で売る。日韓分業の海賊版には日本の著作権法は打つ手なしという。」「これら法律の不備で日韓分業の海賊版業者はやり放題である。」との内容の貴社及び貴殿に関する記事を掲載し、また、同内容の記事を同新聞のホームページにも掲載しました。

また、私、aは、2008年10月25日及び同月26日、京都の佛教大学で開催された朝鮮史研究会第45回大会（同研究会の年次大会）の会場において来場者にビラを配布し、その中で「貴社及び貴殿が私の著作物を無断で盗用し著作権侵害の海賊版の書籍を製作し販売し、また、2002年4月4日、私が貴殿に海賊版を販売しているとの指摘をし、これに対し貴殿が海賊版であることを認め、また、海賊版との指摘を受けこれを認めたにもかかわらず平然と無視し続ける貴殿は学術文化の交流に携わる資格がない人物である」等という趣旨の内容を記載しました。

さらに、私、aは、2008年12月16日付、2009年2月13日付、2009年3月5日付及び2010年10月15日付の「高麗書林（B・…C）の海賊版 ぼくめつ（撲滅）ニュース」と題するビラの「No. 3」、「No. 4」、「No. 5」及び「No. 6」をそれぞれ編集・発行し配布しました。

加えて、私、aは、自らを「高麗書林（B、D）海賊版撲滅会」の「会長」とする名刺を制作し頒布しました。

しかし、上記の記事及び各ビラ、名刺の内容は全く事実無根のものでした。

このような全くの虚偽の記事及びビラ、名刺を掲載・配布・頒布して貴社及び貴

殿の名誉及び信用を著しく毀損し、多大なるご迷惑をおかけしましたことについて、ここに謹んで謝罪しますとともに、当該記載内容を全て撤回いたします。

年 月 日

ジャーナリスト・ノンフィクション作家

a

株式会社高麗書林

御 中

B

様

別紙 2

掲 載 要 領

1 縦書き

2 謝罪広告の大きさ

3段抜き12センチメートル幅

3 「年月日」欄

謝罪広告掲載の年月日を掲載する。

4 使用する活字

「謝罪広告」、「ジャーナリスト・ノンフィクション作家 a」、「株式会社高麗書林 御中」及び「B 様」の各文字は8ポイントゴシック体とし、それ以外は8ポイント明朝体とする。

原告書籍解説から削除した部分一覧表

上巻

番号	ページ	削除部分	字数
01	495	同党鎮南浦市委員会のビラ、(9 P)や平安南道委員会のビラ(11 P)は朝鮮共産党の下部組織が北朝鮮地域にも急速に結成されていったことを示している。	72
02	495	筆者が見ることが出来たのは	13
03	495	1の『正しい路線のために』と3の『正しい路線』の2点だけは米国公文書館のものではなく、編者が在日朝鮮人歴史家の朴慶植先生より提供していただいたものである。	77
04	495	後者の『正しい路線』は前掲の叢書の第11巻に収められてはいるが半分近く脱落した不完全なものである。今回この資料に完全な形で収録された。日本でもごく一部の研究者はこの資料を持っているが、隠しまわってだそうとしない。そんななかでこの資料集の意義を理解された朴慶植先生はこの2点の貴重資料をこころよく提供してくださった。この場を借りて厚くお礼を申し上げます。	175
05	495	不可欠の	4
06	495	そうした思惑をもっているため、この大会にはある種の陰謀性と謀略性がつきまっとなっている。共産党の大会の後にはかならず出される議事録や決定書、役員名簿も発表されない。大会の模様をある程度報道したとみられる北部朝鮮分局の機関紙『正路』創刊	144

		号(1945年11月1日)もその後すべて回収されたり抹殺された。	
07	495	したがって最も関心を引く分局設置の提案者がだれなのか、「金〇〇」をめぐってこれまでさまざまな論議をよんできた。いまだに謎に包まれている。	68
08	496	編者が	3
09	496	さらに編者が91年11月のモスクワ取材で会見した、1945年当時平壤のソ連軍司令部のナンバー3であったニコライ・レベジェフ元少将がこの事実を確認し、「政治部で働いていた私の部下だった人物」と言明した。今回、朴慶植先生より提供された資料には「ソ連兄弟党同志ニョーイメイコフ」(63P)と書き込まれている。これから察するに、党内では隠さずに説明がおこなわれたとみられる。 編者の調査の以前にこの削除部分に言及した和田春樹東大教授は、平壤ソ連軍司令部の実力者の「イグナチェフあたりであろうか」と書いたことがある。(『社会科学研究』1981年11月所載「ソ連の朝鮮政策—1945年8月～11月」) 根拠もなしにいいかげんなことをいってはいけない。また、東大教授の「権威」に弱い韓国の一部の研究者は、自分の論文にこの和田説を麗麗しく引用しているのも情けない。(キム・ジェファン「西北五道党大会の対米認識と朝鮮共産党北部朝鮮分局の組織的位相」178Pの注12『解放前後史の認識』5北韓篇所収)。ともあれ、編者の調査によって重要な歴史の空白の一部が埋められた。	454
10	496	後者の	3
11	496	東京版は大筋ではソウル版と同じであるが、若干の異動があり、正式文献はなんといってもソウル版である。ソウル版の表示に刷り込まれた「朝鮮無産階級の偉大な指導者朴憲永同志万歳！」が東京版では消えているのも、その間の金日成と朴憲永の力関係を物語っていて興味深い。	127
12	496	4の	2
13	496	内容から1946年5月2日から20日までの間に開かれた会議)	26
14	496	「民主基地」とはなにか。編者が著した『朝鮮戦争—金日成とマッカーサーの陰謀』(文藝春秋)で展開した論であるが、結論からいって	62
15	496～ 497	「民主基地」路線が今日のきびしい南北対立をもたらした決定的な要因であるにもかかわらず、これまでの研究者の認識は不十分	1332

であった。この路線の内容も、それを促した動因も、それがとられた時期も、不正確に理解されてきた。これまでの研究者たちは、ほぼ例外なく「民主基地」路線のとられた時期を 1945 年 12 月 17 日の北部朝鮮分局第 3 次拡大執行委員会としている。和田春樹氏も前掲論文でそう主張している。大きな誤りである。なぜみんながそろって誤ったのか？金日成による党決議の改ざんがみぬけなかったからである。研究者や朝鮮現代史家が依拠するのは、第 3 次拡大執行委員会での金日成の報告「われわれの課題」の冒頭の部分である。

——現段階において北朝鮮におけるわが党の政治的総路線と実際の活動は、すべての民主主義諸政党、大衆団体との広範な連合の基礎のうえにわが国に統一民主主義政権を樹立し、北朝鮮を統一的民主独立国家建設のための強力な政治、経済、文化的民主基地とすることにあります。そのためにわれわれは、一方では北朝鮮の政治、経済、文化生活を急速に正常化するための闘争に都市と農村の勤労大衆を決起させつつ他方では民主主義政党、大衆団体との統一戦線をあらゆる面から強化しなければなりません。

(「金日成選集」1954年版第1巻 19～20ページ。朝鮮労働党出版社発行)

このなかに重大な改ざんがおこなわれていたのである。もとの金日成報告はつぎのようになっている。

——現段階において北朝鮮共産党の全般政治および実地活動は、あらゆる反日民主主義諸党と政治的諸団体の幅広い連合の基礎のうえにブルジョア民主主義政権を樹立することに援助を与えなければならない。北朝鮮の政治および経済活動をすみやかに整頓する課題の実行へと都市と農村大衆の実地活動に向けながら反日民主主義党と諸団体との統一戦線をあらゆる面から強化しなければならない。(『党の政治路線および党活動の総括と決定』党文献集(1)9ページ。1946年8月13日正路社出版部発行)

みられるように、54年版の金日成報告にはもとの文書にない「北朝鮮を統一的民主独立国家建設のための強力な政治、経済、文化的民主基地とすることにあります」がつけ加えられている。「ブルジョア民主主義政権を樹立する」が「統一的民主主義政権を樹立」に書き替えられてもいる。

この改ざんにだまされて「民主基地」路線が第 3 次拡大執行委員会ではじめて登場したとみな思ったわけだ。そのために朝鮮現

		<p>代史の最も重要な問題について不正確に理解し、混乱をきたしている。</p> <p>この改ざんの実と金日成一派による歴史の誤導を正してくれたのが、ワシントンの押収文書にただ 2 冊だけあった『党の政治路線および党事業総括と決定』（119 ページ）である。みずからの党の決定集をこれほど執拗に回収し、抹殺しなければならないということはいったいなぜか。今日の朝鮮労働党の全身である北部朝鮮分局の出自自体がさきにものべたように陰謀性と謀略性をともなっていたが、北朝鮮の建国そのものも或る意味では占領国ソ連の謀略の産物であるといえよう。こうした視点で北朝鮮の建国のいきさつや「民主基地」路線が改めて見直されるべきである。この資料集はその重要な手掛かりになるであろう。</p>	
16	497	7 の	2
17	497	(日付の記載はないが 1946 年 1 月 12 日付イズベスチア)	24
18	497	(河原地英武「ソ連の朝鮮政策—1945～48」、アジア経済研究所 1990 年『解放と革命 朝鮮民主主義人民共和国の成立課程』23～24 ページ)。	61
19	497	2 月 8 日に	5
20	497	国を	2
21	497	6 の	2
22	497	参考までにその封筒の原寸大のコピーをおさめた (190、191P)。	29
23	497	スターリンに目を掛けられ得意でしかたなかったころの写真。	28
24	498	すべて司法、情報機関の極秘、	14
25	498	3 の	2
26	498	284P	4
27	498	2 の	2
28	498	(248P)	6
29	498	ソ連軍のコメの取り上げの結果、北朝鮮各地に飢餓をひきおこしたことが、4 の「人民裁判所・人民検察所の綴」(294P) に収められた金川、遂安、南川などから生々しく伝えられている。	84
30	498	1 億 200 万人の現在の日本にあてはめると 60 万の逮捕者となる。およそ鳥取県の県民の数である。	43
31	499	赤ん坊から老人まで 200 人に 1 人もの国民を逮捕するには、それにみあう保安関係者がいなければならない。1946 年ごろにはどのくらいの要員がいたのだろうか。第 2 次各道保安部長会議の決定書のなかには「1 万 5 千余人のわが保安員」という数字が	228

		あがっている。 「北朝鮮保安事業総結報告」によると、「保安工作員の数は1万7348人」とある。この二つの数字からみて、1946年の7月から11月ごろまでの時点で朝鮮版秘密警察の人数は1万5千人ないし1万7千人あまりという状況であったとみてよいであろう。	
32	499	さほど力はいれてなかったようだ。	16
33	499	当時の北朝鮮の人口は900万人だったから430人に1人ということになる。現在の日本の人口1億2千万人にあてはめると28万人の保安要員である。 47年に入ると、南北関係の緊張にともなって保安活動にますます力が入られる。保安活動、すなわち秘密情報工作の基礎となる情報員獲得が大きな課題となる。	138
34	499	9の	2
35	499	かりに日本の人口1億2千万人にこの比率をあてはめるならば150万人の情報要員ということになる。	45
36	499	(417P)	6
37	499	各出席者からさまざまな手口が紹介されている。	22
38	499	(442P)	5
39	499	朴一禹	3
40	499	(443P)	5
41	499	1995年夏の北朝鮮を見舞った洪水についても、北当局による援助の要請は急だが被害の実態はいっこう明らかにしないし、調査もさせない極端な秘密主義があらためて世界を驚かせた。その淵源は、この1948年の通達にある。	99
42	499	(451P)	5
43	499	米ソ間の暫定的な占領分担の境界線として引かれた38度線が国境化していく契機がこのソ連の方針にあった。	49
44	499	(459P)	5
45	499	(448P)	5
46	499	いずれにしろ北側の極秘文書からすでに1947年の時点で特別労務者収容所の所在地17か所が存在していたことが明らかになったのはこれがはじめてである。恐怖の監獄国家づくりは着々とすすんでいたといえる。	94

中巻

47	491	上巻の解説でものべたが、金日成はソ連の強力な指導の下に北朝	71
----	-----	-------------------------------	----

		鮮臨時人民委員会という事実上の単独政府を南に先がけて作り、朝鮮半島の分断を先導した。	
48	491	スターリンのお墨つきと戦争遂行に必要な工業建設への支援を求めてモスクワに旅立ったのが1949年3月である。	50
49	491	商品交流協定では、朝鮮側はソ連から機械や機械付属品、原油、コークス炭、機関車、電気機関車などをうけとることが確認された。借款給与協定は、1949年から52年までソ連が2億1200万ルーブルの借款を与えることがとりきめられた。	105
50	491	(11P)	4
51	491	《朝ソ協定を締結した事実は、国土完整と完全自主独立国家建設のための朝鮮人民の闘争にたいしてソ連がこれからもひきつづきいっそう積極的な援助をあたえるであろうと確信させる。この確信はわれわれの勝利への自信をいっそう鼓舞してくれる。またこの確信は物資的な力に転換し、わが祖国の領土からアメリカ帝国主義軍隊を一日も早く追い出し、民族の敵である李承晩徒党の反逆かいらい政府を徹底的に打倒粉碎する強力な闘争の武器となるのである》	207
52	491	1949年の春から夏にかけてである。	15
53	492	全文5000字ほどの演説の半分以上が南朝鮮問題と軍事問題である。南の人民が李承晩政権のもとでいかに悲惨な生活を強いられているか、そしてそれに反対する武装闘争も各地でおきていることが強調された。	93
54	492	民族保衛相命令は、この訓練の目的と任務をのべ、「全軍務者たちは愛国的誠意をつくして軍事政治訓練に猛進することによって共和国の民主基地を堅く守り、祖国と人民が呼ぶときにはいつでも反動勢力を撃破できるように準備をととのよ！」と強く訴えた。	117
55	492	(100人)	6
56	492	(150人)	6
57	492	あわただしい動きがみてとれる。	15
58	492	1の	2
59	492	(78P)	4
60	492	2の	2
61	492	(92P)	4
62	492	朝鮮咸鏡北道羅南市の	10
63	492	3の	2

64	492	(93P)	5
65	493	(109P)	6
66	493	5の	2
67	493	(131P)	6
68	493	(136P)	6
69	493	(229P)	6
70	493	3がそれである (232P)。	14
71	493	同時にさまざまな欠陥をあげてきびしく批判しながら、これらの欠陥を根本的にただし、「日常的に完全な戦闘的準備ができてるように訓練すること」が夏期訓練の眼目だと強調している。	86
72	494	(270P)	6
73	494	③の	2
74	494	「報告書」(299P)	11
75	494	302 ページ	6
76	494	304 ページの	7
77	494	(母津橋対岸)	7
78	494	母津橋は 38 度線の南へ 100 メートルほどはいったところにあると、編者がロサンゼルスで会った元朝鮮人民軍第 2 師団の工兵少佐朱栄福氏が教えてくれた。	67
79	494	(309 P)	6
80	494	(311 P)	6
81	494	が、この数字からもそれが裏付けられる。	19
82	494	316 ページの「命令及指令書綴」は第 238 軍 (第 2 師団第 4 歩兵連隊) のもの。6 月 17 日から 6 月 19 日までの集結区域での戦闘準備確立の動きが克明に記されている。	73
83	494	(330P)	6
84	495	(38 度線の北 5 キロ)	11
85	495	これの元の原文は米公文書館にはなく、その写真版がバージニア州ノーフォーク市のマッカーサー記念公文書館・図書館にある。編者は現地を訪れ、この写真版を直接手にとって確認し、コピーをとった。もとの文書は手書きで、B 5 判 (週刊誌大) の大きさで 4 枚からなる。押収されたときは四つに折りたたんで内ポケットにしのばせていたようで折り目がすり切れて判読が困難である。写真版の出来もよくない。 きわめて重要な内容なので、参考のために本資料集に収めた。	215

86	495	(397P)	6
87	495	(405P)	6
88	495	この報告はB 5判大の用紙を細く短冊型に折りたたんで差しだしたようで、何本もの折り目がついている。406 ページは報告書の裏面である。	63
89	495	411 ページ	6
90	495	(415P)	6
91	495	(416P)	6
92	495	(477P)	6
93	496	南進を前提とした指令である。	14
94	496	なお第7師団の5月14日指令(419P)は、6の①「中国人部隊を隠す偽装工作を指示した指令」(132P)と重複しているが、第7師団の一連の指令のなかでおこなわれた”中国隠し”であるという流れをつかむ上で必要と判断してあえて双方に収めたものである。	116
95	496	『情報旬報』は、1948年7月の段階ですでに南の闘争は下火となっていることを正しく把握していたのである。金日成のあからさまな虚偽であった。	66

下巻

96	466	それ以後は10月19日中国軍の本格的介入で米中戦争となるが、その時期の51年6月までの資料2点も収録している。	51
97	466	(1P)	4
98	466	まして民衆のなかにはなおさらである。それとの無慈悲な闘争を指示したのが第3項である。党内外に強い反対の空気があったのである。それらを踏みにじてことをおこすのであるが、それがかならずしもかんたんでないことを金日成も知っていたのであろう。だからこそ、先方からしかけられたという謀略的な手法をもちいねばならなかったといえるのではないだろうか。敵愾心を故意にあおって、いやがる人民や党員をむりやり戦争にかりたてる必要があったことをしめしている。	219
99	466	(8P)	4
100	466	原ページの53～56までは乱丁であるが、そのままにしておいた。	29
101	467	3の	2
102	467	(44P)	5

103	467	(45P)	5
104	467	これらは<3、南進する人民軍>のところでふれる。	24
105	467	1の	2
106	467	(56P)	5
107	468	トラックはもとより牛車や馬車も爆撃でどんどん被害がでているなかである。こうした命令も実施される条件はしだいに小さくなっていった。	64
108	468	この命令は口頭でなされたもののようではぼう大な押収文書のなかでも活字になったのは皆無である。	45
109	468	この 81 号命令が出て以来、即座に銃殺する風潮がひろがり、兵士たちは仲間につきつけられた銃口の恐怖から前にすすむしかなかった。	61
110	468	この 10・14 命令は、戦場をはなれる者をその場で死刑にせよと命じているだけでなく専門の処刑部隊である督戦隊を組織させてかれらにその場で処刑できる権限をあたえよと命じている。	84
111	468	その結果、「前線に困難な情勢がつくりだされ、敵は個々の地点から 38 度線をこえて進撃をつづけている。敵は凶悪であり、狡猾であり、かれらはわれわれの弱点を利用して、わが部隊がかれらに反抗せずあわてふためいて退却する地点において、多くない力で攻撃をおこなっている。その結果、1700 万以上の人口が住む地域が米帝国主義者に占領された」「無敵」を誇った人民軍の無残な姿である。	179
112	468	1、	2
113	468	2、	2
114	468	3 4 5、——略	5
115	468	6、	2
116	468	督戦隊の指揮官たちには「戦場から逃走するすべての軍務者にたいし、かれらの罪状にもとづいてその場で死刑、または処罰部隊にひきわたす権限をあたえる」としている。 この 10・14 命令について編者が文藝春秋から 1993 年に出した『朝鮮戦争—金日成とマッカーサーの陰謀』のなかでその大要を紹介した。これにたいし和田春樹東大教授はその著『朝鮮戦争』（岩波書店 1995 年）でこう書いた。 「印象深い資料が発表されている。しかし疑問を感じる点もある。一九五〇年十月十四日付で人民軍最高司令官金日成と人民軍総政治局長朴憲永の連名で、全軍軍務者に対して退却をやめよと	361

		<p>いう命令が出された。この命令は米軍が入手して、翻訳し、英文でのみ残っているものである」</p> <p>よく知らない者はことばをつつしむべきである。「英文でのみ残っているものである」という知ったかぶりでいいかげんなことをいってはいけない。編者の私がアメリカの公文書館の文書のなかから発見した朝鮮語の原文であり、それをコピーしてきている。ここに発表したのがその全文である。</p>	
117	469	< 3、	3
118	469	(75P)	5
119	469	(84Pにも重複して入っているのは編集上のミスである)	25
120	469	3の「戦闘総括」にも「38度線突破戦」(97P)ということばが出てくる。	33
121	469	(101P)。	7
122	469	(115P)	6
123	469	弾丸を節約しなかったため「第32連隊は7月15日の戦闘で弾丸が切れ、戦士たちは肉迫戦をよぎなくされる」状況であった。	56
124	469	輸送の動脈のトラックも米機の爆撃で大きな損失をうけたが補充はされないからそのつもりで昼間は運転せず夜間だけにかぎるよという指令(124P)も7月19日、第12師団長がだしている。	87
125	469	(117P)	6
126	469	(119P)	6
127	469	モーターチック	7
128	469	5の第235軍(第2師団)の指令綴(138P)は6月28日より9月21日までの克明なもの。	38
129	469	倉泉などに	5
130	469	(184P)は、2の	10
131	469	そのままの順序で本資料集に収めた。	17
132	470	(235P)	6
133	470	(236P)	6
134	470	(239P)	6
135	470	(241P)	6
136	470	(258P)	6
137	470	歩哨中に眠っていた例もある(264P)。255ページの前のページがなく、つながらないが、重要な事実が記されているので、その	62

		まま収めた。	
138	470	3は	2
139	470	(265P)	6
140	470	4は、	3
141	470	5の捕虜の取扱いにかんする指令(267P)は捕虜をむやみに殺傷することを厳禁としている。秘匿名のグンファ部隊は未詳。指示している内容からかなり上級機関とみられる。	80
142	470	(271Pと293P)	11
143	470	わら半紙2枚にクレヨンでなぐり書きされており、後退する指揮所で大急ぎでしたためられたもようである。指令書の綴りはこの10月1日だとだえており、部隊はこの直後に全滅したとみられる。	88
144	471	人民の支持をえた軍隊を人民軍とよぶならば、どちらが人民軍なのか。	32
145	471	(347Pと355P)	11
146	472	首都平壤が陥落し、スターリンにも見捨てられて、金日成政権は風前の灯の時期である。	37
147	472	手帳は、手づくりの袋とじ。最後のページまで書きすすんで余白がなくなったため、袋とじの部分を切って裏面に書き続けた。日付が前後しているのはそのためである。そうした状況を知るためにもそのまま収録した。	98
148	472	ある兵士についてのメモでは「死人が動いているようだ。少しも大衆のなかで役割を果たさない。なにかに苦悶しているようだ」とある。また別の兵士について「魂が宙に浮いている。武器(三字判読不能)不注意なら営倉または死刑にすること」	111
149	472	得がたい記録である。	10
150	472	(443P)	6
151	472	(446P)	6

『北朝鮮の極秘文書』目次

上 卷

1. 解放直後から1946年8月までの各種ピラ、「正路」など43点	1
2. 朝鮮共産党にかんする文献	
1 正しい路線のために(1945年11月24日)	43
2 国際情勢についての講演(ソ連党同志ニューメイコフ)	95
3 正しい路線(1946年6月20日)	96
4 党の政治路線および党事業総結と決定 党文献集(一)(1946年8月13日)	119
5 細胞工作要綱(平南道党宣伝部、1946年1月23日)	167
6 北鮮分局の同志たちのメッセージとわれわれの主張(朝鮮共産党全羅北道委員会、1946年2月10日)	176
7 スモレンスキー論文集・朝鮮臨時人民政府の創設問題にかんして、その他(1946年8月30日)	192
3. 金日成にかんする文献	
1 金日成の得意のポーズ(写真)	217
2 金日成將軍凱旋記(韓載徳、1946年7月25日『文化戦線』創刊号)	218
3 金日成將軍讃揚特集・われらの太陽(1946年8月15日)	225
4 金日成將軍は全朝鮮民族の領導者だ(「民主朝鮮」社説、1947年6月15日)	234
5 歓迎・金日成將軍(李燦、1947年9月5日 詩集『勝利の記録』)	236
4. 司法、情報機関の極秘文献	
1 平安南道第1次司法責任者会議提出書類(江西人民裁判所・江西人民検察所、1946年4月11日)	243
2 北朝鮮第2次司法責任者会議江原道事業報告書(江原道検察所、1946年4月20日)	248
3 事業報告書(平安北道人民委員会司法部、1946年4月)	284
4 人民裁判所・人民検察所の綴りから(南川、金川、谷山、信川、載寧、遂安からの報告書、1946年)	294
5 第2回各道保安部長会議会議録(1946年7月1日～3日)	355
6 北朝鮮保安事業総結報告	393
7 第1回各道保安部監察課長会議録(北朝鮮臨時人民委員会保安局監察部、1946年7月16日)	406
8 第1回各道および鉄道・水上隊監察課長会議録(保安処監察部、1947年)	417
9 1947年度監察工作当面課業案(咸鏡北道人民保安部監察課)	429
10 保安例記綴から(強制労働刑執行にかんする件など各種の極秘通達)	442
11 北朝鮮人民委員会内務局の綴りから	472
解説	495

『北朝鮮の極秘文書』目次

中 卷

1. 朝鮮戦争準備を示す文献

1	パンフ『朝鮮人民軍』（1948年2月20日 北朝鮮人民委員会宣伝局）	1
2	朝ソ協定はわが共和国の国土完整と完全自主独立国家建設を促進するたしかな保障 （『宣伝員』11号 1949年4月30日 文化宣伝省）	11
3	朝鮮人民軍隊内に中隊文化副中隊長制実施にかんする決定書	21
4	金日成の新年の辞 1949年度	24
	1950年度	35
5	朝鮮民主主義人民共和国内閣決定第45号 朝鮮人民軍隊戦士ならびに下士官たちの扶養家族援護にかんする決定書	40
6	朝鮮民主主義人民共和国内閣決定第46号 共和国南半部の土地改革実施のための法令起草委員会組織にかんする決定書	42
7	軍人宣誓	44
8	軍人手帳	45
9	朝鮮人民軍隊・内務省綴（1948年6月17日～1950年6月6日）	56
10	朝鮮民主主義人民共和国民族保衛相命令第0285号（1950年4月28日）	76

2. 朝鮮系中国人部隊の隠密の朝鮮人民軍編入

1	兵士の手帳（1949年7月24日、中国黒竜江省から咸鏡北道羅南市第615軍＝第5師団＝に編入）	78
2	大隊長ウォン・ヨンジュの履歴書	92
3	同人物の手帳	93
4	記念冊（中国人民解放軍中南軍区兼第四野戦軍贈 1950年）	109
5	民族保衛省総参謀部命令 中共黨員転党のための党文件作成登記員の動員保障について（1950年5月17日）	131
6	中国人部隊を隠す偽装工作を指示した指令4点	132
①	第825軍（第7師団）の指令（1950年5月14日）	132
②	同じく50年5月27日の指令	133
③	同じく50年5月28日の指令	134
④	第848軍（第7師団傘下の大隊）の50年6月15日の指令	135

3. 民族保衛省の指令

1	民族保衛省・同砲兵司令部の指令綴り（1950年1月5日～1950年6月13日）	136
2	民族保衛省砲兵司令部の指令3点	229
①	信管調整作業について（50年6月15日）	229
②	各種武器弾薬接受報告について（50年6月15日）	230
③	軍需品輸送記録について（50年6月17日）	231
3	第531軍（民族保衛省砲兵司令部）の訓令 1950年度夏期戦闘訓練にたいする朝鮮人民軍砲兵部隊ならびに区分隊の任務について（1950年5月10日）	232

4. 南進直前の人民軍各部隊

1 列車で集結区域に移動を示す指令4点	
① 第848軍(第7師団傘下の大隊)	270
② 未詳部隊	271
③ 第466軍	275
④ 第783軍	288
2 第2師団第4連隊(238軍)および工兵部隊の極秘文書	298
3 第3師団砲連隊(371軍)および自走砲大隊(353軍)の極秘文書	
① 砲連隊(371軍)	330
② 自走砲大隊(353軍)	364
③ 353軍文化副部隊長オ・ウィサムの報告	379
4 第4師団	384
5 第6師団(655軍)文化部「戦時政治文化事業」(1950年6月13日)	390
6 第6師団第13連隊(657軍)の指令(1950年6月17日~1950年6月23日)	397
7 第7師団(825軍)の指令(1950年5月11日~1950年6月23日)	416
8 未詳部隊のガリ版新聞「戦闘小報」第1号(1950年6月16日)	480
付録 情報旬報第17号(1948年7月15日~7月25日 北朝鮮労働党中央本部組織部連絡課)	481
解 説	491

『北朝鮮の極秘文書』 目次

下 卷

1. 朝鮮戦争開戦時の文献

1 全党組織と党員に送る朝鮮労働党中央委員会の手紙 (1950年 6月27日) -----	1
2 文献集 (朝鮮人民軍前線司令部文化訓練局 1950年 7月) -----	8
朝鮮民主主義人民共和国内務省報道 -----	10
朝鮮民主主義人民共和國最高人民會議常任委員會政令 金日成首相を人民軍最高司令官に任命することにかんして -----	12
全朝鮮人民に訴えた内閣首相金日成將軍の放送演説 -----	13
わが祖国の首都ソウル解放にさいして全国の同胞、人民軍隊、 ソウル市民に送る共和国内閣首相金日成將軍の祝賀 -----	17
共和國軍事委員會委員長・朝鮮人民軍最高司令官金日成將軍の放送演説 -----	18
野戦手当支給を決定 -----	24
最高人民會議常任委員會政令 共和國南半部地域に土地改革実施について (1950年 7月 4日) -----	25
最高人民會議常任委員會政令 共和國南半部解放地域の郡、面、里 (洞) 人民委員會の選挙実施について (1950年 7月14日) -----	26
内閣決定第129号 朝鮮民主主義人民共和國38度線以南解放地域における税金制度実施にかんする決定書 (1950年 7月 9日) -----	27
3 南半部の労働党全党員と全人民に訴えた朴憲永同志の放送演説 (『勤労者』1950年 7月15日 13号) -----	29
4 開戦前後の民族保衛省機関紙「朝鮮人民軍」と内務省文化局機関紙「保衛」 -----	36
① 「朝鮮人民軍」1950年 6月21日 -----	36
② 「朝鮮人民軍」1950年 6月26日 -----	40
③ 「保衛」1950年 6月28日 -----	44
5 祖国の統一独立と自由のための正義の戦争に総決起しよう! (朝鮮人民義勇軍本部文化宣伝部発行 1950年 7月10日) -----	45

2. 金日成の命令

1 軍用貨物輸送について (1950年 7月19日) -----	56
2 81号命令 (兵士のメモより) -----	58
3 82号命令 (1950年 8月15日) -----	62
4 朝鮮人民軍最高司令官命令 (1950年10月14日) -----	63
5 衛生兵および衛生担架兵にたいする勲章授与、前線からの戦傷者 (武器とともに) 搬出と 適時後送にたいする指揮官たちの責任性について (1950年12月 7日) -----	68
6 敵に一時占領された地域で反動団体に加担した者たちの処罰について (1951年 2月 2日) -----	70

3. 南進する人民軍

1 戦闘経過報告 (第 2 5 1 軍=第 2 師団工兵大隊) 部隊長柳炳俊 (1950年 6月29日) -----	72
2 勲章 (勲牌) 授与状 (第 2 6 2 軍=第 2 師団自走砲大隊部隊長玄哲) -----	75
3 戦闘総括 (部隊名記載なし) -----	86
4 第 8 2 5 軍 (第 7 師団=第 12 師団) の指令綴 (1950年 6月30日~1950年 7月31日) -----	101

5	第235軍(第2師団)の指令綴(1950年6月28日～1950年9月21日)	138
6	政治戦闘報告綴 第262軍文化副大隊長金在明	184
4. 人民軍の非行記録		
1	非行登録簿(第315軍=第9師団幹部課)	235
2	分隊長備忘録(師団名記載なし 第1小隊第2分隊 中士シン・フィスン)	258
3	軍に納めた食料品の代金踏み倒し	265
4	牛7頭を奪い部隊で使った結果、持ち主が代金を請求	266
5	捕虜の取扱いにかんする指令	267
6	隊列検閲結果についての報告書	268
5. 壊滅する人民軍		
1	第5656軍(前線地区警備司令部直属第107歩兵連隊)上級命令書綴	271
2	第5656軍上級報告書綴	293
3	第315軍(第9師団)文化副師団長チェ・ダルオンの指令(逃亡者は処刑せよ)	325
4	未詳師団傘下連隊の文化副連隊長の報告(あすから食わせる物が無い)	331
5	犠牲者埋葬場所	333
6	党中央幹部の日誌(1950年9月6日～1950年10月9日)	347
7	党中央幹部によるメモ・京畿道党指導事業検閲総括	355
6. 中国人民志願軍介入以後		
1	第12歩兵師団第32連隊第2大隊文化副中隊長の日誌(1950年11月7日～1951年2月1日)	363
2	朝鮮人民軍総政治局指令 政治機関、政治副部隊長および党組織の民青団体の活動指導 における欠陥退治のための対策について	443
付録 歩兵連隊組織編成表		446
解説		466